

行政財産の目的外使用許可取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の4第7項の規定に基づく行政財産の使用の許可(以下「使用許可」という。)に関し必要な取扱いの基準について定めるものとする。

(条例等に基づく処理)

第2条 使用許可に当たっては、高知県財産条例(昭和39年高知県条例第37号。以下「条例」という。)、高知県財産条例の施行について(依命通達)(昭和55年2月19日付け54管第108号副知事名)及び高知県財産規則(昭和39年高知県規則第19号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この基準の定めるところにより処理しなければならない。

(許可の原則)

第3条 使用許可に当たっては、使用を認める範囲を必要最小限にとどめ、使用を終了した場合の原状回復が容易にできるように現状のまま使用させることを原則とする。

(許可しない場合)

第4条 使用許可は、規則第31条第1項各号のいずれかに該当する場合に限りできるものであるが、その場合であっても、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を許可しない。ただし、第1号から第3号までに掲げる場合については、真にやむを得ないときは、この限りでない。

- (1) 容易に原状に回復することができない程度に財産の現状を変更して使用する場合
- (2) 独立した土地又は建物の全部又は大部分を使用する場合
- (3) 使用する土地に建物その他堅固な施設を設置する場合
- (4) 許可条件を履行する能力がないと認められる場合
- (5) 使用目的に掲げられた事務事業に直接使用するものと認められない場合
- (6) 面積又は期間が事務事業の内容からみて必要最小限のものと認められない場合
- (7) 使用を希望する相手方が、次のいずれかに該当する場合

ア 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

イ 役員等(次に掲げる者をいう。以下同じ。)が暴力団員等(高知県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であると認められるとき。

(ア) 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者

(イ) 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他(ア)に掲げる者と同等の責任を有する者

(ウ) 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者)事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。)をいう。

ウ 役員等が、業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。

エ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

オ 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用している

と認められるとき。

カ 役員が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品、その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められたとき。

キ 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。

ク アからキまでに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(許可の手續を必要としない場合)

第5条 次に掲げる場合は、使用許可の対象としない。

(1) 県政記者室として使用させる場合

(2) 公の施設の指定管理者のように県の施設等の管理を県以外の者に管理代行させた場合において、これらの管理を行うために直接必要な場合

(許可の手續等)

第6条 使用許可に当たっては、使用を希望する相手方に、使用目的、使用期間、使用量数等を記載した申請書(必要な図面等を含む。)を提出させるものとする。ただし、規則第31条第3項ただし書の規定に該当する場合は、口頭での申請で差し支えない。

2 使用許可に当たっては、当該行政財産の本来の目的及び現状を把握の上、その必要性、相手方の能力等を十分調査検討した上で決定するものとする。

3 使用許可をすることを決定した場合は、必要な条件を付して文書で通知するものとする。ただし、第1項ただし書の規定により口頭で申請がなされたときは、口頭での通知で差し支えない。

4 使用許可をしないことに決定したときは、理由を付してその旨を申請者に文書で通知するものとする。ただし、第1項ただし書の規定により口頭で申請がなされたときは、口頭での通知で差し支えない。

(許可の数量)

第7条 使用許可の数量は、原則として実測によって算出するものとする。

2 使用許可の面積は、小数点以下第3位を切り上げ、小数点以下第2位までとし、自動販売機、空缶回収箱等を設置する場合は、空缶回収箱等についても使用面積に含めるものとする。

3 県の職員と同じ事務室で執務する場合であって使用面積が不明確なときは、1人当たり3.3平方メートルとして使用許可の数量を算出するものとする。

4 規則第31条第3項第7号に掲げる部局の長又は教育委員会が具す事項は、次のとおりとする。

(1) 土地

ア 配置図 行政財産の本来の用途に支障がないことを確認することができるもの

イ 実測図 使用料算定の基になる使用面積を明らかにするもの

ウ 案内図 地図等で位置が明確に分かるもの。ただし、所在が明確である庁舎等の場合は、省略することができる。

(2) 建物

ア 配置図 行政財産の本来の用途に支障がないことを確認することができるもの

イ 実測図 (平面) 使用料算定の基となる使用面積を明らかにするもの

ウ 案内図 地図等で位置が明確に分かるもの。ただし、所在が明確である庁舎等の場合は、

省略することができる。

(許可の期間)

第8条 使用許可の期間は、原則として1年以内とし、その終期は、会計年度の終期に合わせるものとする。ただし、申請者の使用希望期間が当該会計年度の終期前に終了するときその他特別な理由があるときは、この限りでない。

2 規則第31条第2項の特別の事情がある場合とは、次に掲げる場合をいい、その期間は、最長5年とする。ただし、初回の使用許可の終期は、次期の財産台帳価格改定時までとする。

(1) 県営住宅敷地の維持管理又は行政目的の機能を高めると認められる自治会施設、消防防災設備その他これらに類するものを設置する場合

(2) 長期間の使用許可が公益上妥当と認められるもののうち、次に掲げるものその他これに類するものを設置する場合

(ア) カーブミラー、防犯灯、標識類及び記念碑

(イ) 電柱、水道管、ガス管その他の地下埋設物、携帯電話基地局及びガス整圧器室

(ウ) 公衆電話、郵便ポスト、空調設備、進入路、水槽及び消防防災設備

(3) 国及び他の地方公共団体が工作物(気象観測計、三角点、基準点等)を設置する場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、総務部長に協議し、その承認を受けた場合

(使用料の算定方法)

第9条 使用料の計算単位を年額で定めたものでその使用期間が1年未満であるとき又はその使用期間に1年未満の端数があるときの使用料は、日割計算によるものとする。

2 前項の規定により計算した使用料に円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

3 1件の使用料の額が100円未満であるときは、これを100円とする。

(使用料の減免)

第10条 使用料は、条例第10条において、相手方又は使用目的により減額し、又は免除することができる場合が規定されているが、当該規定の適用に当たっては、別表第1に定めるところによる。

2 使用料の減額又は免除は、減免申請に基づき行うものとし、減免の割合については、使用目的の公共性、重要性、県の事務事業に及ぼす効果、他の同様な事例等を勘案して適正に決定するものとする。

(共益費用の負担)

第11条 使用に伴う電気料、水道料(下水道料を含む。)、ガス料、冷暖房料、清掃費用、^{じんあい}塵埃処理料、浄化槽維持管理費、空調機保守点検料等の共益費用は、施設利用の実態に即して使用者に負担させるものとする。

2 前項に規定する共益費用のうち、電気料、水道料(下水道料を含む。)、ガス料、冷暖房料、清掃費用及び^{じんあい}塵埃処理料は、使用許可を受けた相手方が直接業者と契約して負担することを原則し建物の構造等のために直接業者と契約することが困難な場合は、共益費用の額を財産の使用実態に合わせて子メーター等を参考にして算定し、使用許可を受けた相手方に負担させるものとする。この場合において、子メーター等の設置費用は、原則として使用許可を受けた相手方の負担とする。

3 徴収する共益費用には、電気料等の基本料金を含むものとし、共益費用の算定については、原

則として別表第2に例示する方法とする。

- 4 空調機保守点検料は、原則として、使用に供する区画が明確に区分された部屋又は建物を使用許可した場合で、単独で設定が可能な空調機が設置されている場合に徴収する。

(使用料の徴収方法)

第12条 使用料は、使用開始日までに徴収することを原則とする。ただし、使用許可期間が会計年度当初から開始するとき又は使用許可期間が翌年度以降にわたり、条例第9条第2項ただし書の規定により年度ごとに分割して納付をさせるときの、翌年度以降にあつては、会計年度の初日から起算して30日以内に納入させるものとする。

(許可の取消し等)

第13条 次のいずれかに該当するときは、使用許可を取消し、又は変更するものとする。

- (1) 県において、公用又は公共用に供するため必要を生じたとき
- (2) 使用者が使用許可の条件に違反したとき
- (3) 使用者が使用を廃止したとき
- (4) 使用者が第4条第7号に該当したとき

(原状回復)

第14条 使用許可の期間満了又は使用許可の取消し等によって使用が終了した場合は、使用許可期間の満了のときは満了日までに、使用許可取消しのときは指定の期日までに、使用者の負担により、使用許可物件を原状回復の上、返還させなければならない。ただし、特別の理由がある場合は、この限りでない。

(不服申立ての教示)

第15条 使用許可又は使用許可の取消し等の行政処分をする場合においては、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第82条第1項及び行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第46条第1項に規定する教示をするものとする。ただし、使用許可の内容が申請の内容と同一で、使用者に不利益な条件を付さない場合は、この限りでない。

- 2 前項の教示は、当該通知書に次の文言を記すことによってすることを原則とする。

(教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に、行政不服審査法に基づき高知県知事(高知県教育長)に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事(高知県教育委員会)になります。)提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます(なお、裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

(使用上の制限等)

第 16 条 使用者には、次に掲げる事項を遵守させるものとする。

- (1) 常に善良な管理者の注意をもって使用許可物件を使用すること。
- (2) 使用許可物件を他に転貸し、又は目的外に供してはならないこと。
- (3) 使用許可物件の原状を変更し、又は工作を加えないこと。ただし、やむを得ず変更しようとするときは、事前に承認を得ること。

(標準処理期間)

第 17 条 使用許可の申請がなされたときは、速やかに処理するものとし、その標準的な処理期間は、30 日とする。ただし、出先機関を経由する場合は、経由期間を 5 日とする。

- 2 前項の処理期間は、申請書が到達した日から、許可書又は不許可の文書を発送する日までとする。ただし、申請書の不備等の理由により申請者に照会するために要した期間等は、算入しないものとする。

(特例)

第 18 条 この基準によることが著しく不適當又は困難と認められるときは、総務部長と協議して、特別の取扱いをすることができる。

別表第1(第10条関係)

条例第10条	区分		土地・建物		共益費用	
			免除	徴収	免除	徴収
第1号関係	国等 ※1	収益事業に供さないもの	※2 ○			○
		上記以外のもの		○		○
	他の地方 公共団体	地方公共団体(収益事業に供するものを除く。)	※2 ○			○
		地方公営企業法の適用を受けるもの	※2 ○			○
		上記以外のもの		○		○
	その他公 共団体又 は公共的 団体 注1 注2 注3 注4	(1) 県職員が兼務し、実質的に県が運営する団体	○			○
		(2) 県の事務又は事業を代行する団体 (3) 法令等により義務的に設置され県の指導監督を受ける団体 (4) 県と密接な関係にある事務又は事業を行うことを目的としており、県の要請により当該県有施設内で事務又は事業を行う団体 (5) 他法令等で減免の規定がある団体 (6) 知事が特に必要であると認めた団体			収益事業を行っている場合にあっては50ーセント減額、収益事業を行っていない場合にあっては免除	○
(1)から(6)まで以外の団体			○		○	
第2号関係	災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、応急施設として極めて短期間その用に供するとき。		○		○	
第3号関係	職員、学生等県有施設を利用する者の福利厚生施設等として、食堂、売店等の経営のために使用する場合		※2 ※3 ○			○
	上記以外の場合			○		○
第4号関係	県に勤務する公務員のために在勤地に所在する行政財産の一部を居住の用に供するとき。		※4			○
第5号関係	県に勤務する公務員で組織する組合に事務所又は会議室として供するとき。		○			○
第6号関係	行政財産を使用している者が、地震、火災、水害等の災害により、当該使用部分の全部又は一部をその使用の目的に供し難くなったとき。		○		○	
第7号関係	県の協賛又は後援をする事業等のために運動場、会議室、講堂又は体育館を使用させるとき。		○		○	

※1 国等とは、国並びに地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)第16条の規定による改正前の地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等をいう。

※2 土地に係る使用料を免除する場合であっても、駐車場として使用する部分があるときは、当該

部分の使用料に相当する額は免除せず徴収するものとする。

※3 自動販売機(食堂、売店等の内部に設置されるものを除く。)の設置に係る使用料については、減免しない。

※4 使用料は、公務員宿舎の入居者と均衡を失することのないよう留意し、決定すること。

注1 行政財産の目的外使用許可を行う際の起案文書で、該当項目及び減免理由を明確にすること。

注2 「収益事業を行っている場合」とは、法人税法(昭和40年法律第34号)第2条第13号の収益事業を行う場合で、法人税の申告をしている場合とする。ただし、次のいずれかに該当する場合を除く。

ア 当該使用許可の申請の場所で申告対象となる事業を行っていない場合

イ 公益社団法人又は公益財団法人

ウ 県が、運営のための補助金を交付し、又は25パーセント以上出資している団体が使用する
場合

エ 当該団体の事業活動収入に占める収益事業収入の割合が50パーセント以下の場合

オ 県職員の組織する共済組合、互助会、福利厚生団体その他これらに類する団体が使用する
場合

カ 当期一般正味財産増減額が赤字の場合又は黒字の場合はその黒字額が使用料の50パーセント以下のとき

キ 上記に類する場合その他特別な事情があると知事が認める場合

注3 「収益事業を行っていない場合」とは、「収益事業を行っている場合」以外の場合をいう。

注4 (4)を適用する場合又は注2のキに該当する団体については、所管課の意見書を添付すること。

別表第2（第11号関係）

共益費用算定例

区分	算出方法
電気料	<p>1 子メーターにより、使用実績が明らかな場合 $\frac{\text{県が電気料として支払う額 年額(月額)}}{\text{年間(月間)消費電力量}} \times \text{子メーター値(kwh) 年間(月間)}$</p> <p>2 自動販売機等の場合 $\frac{\text{県が電気料として支払う額 年額(月額)}}{\text{年間(月間)消費電力量}} \times \frac{\text{当該機器の定格電力(kw)} \times \text{1日当たりの稼働時間}}{\text{年間(月間)稼働日数} \times \text{稼働率}}$ ※稼働率は、飲料のように温度調節を行うものは、原則40パーセントとする。</p> <p>3 自動販売機等以外の場合 $\frac{\text{県が電気料として支払う額 年額(月額)}}{\text{建物総面積}} \times \text{使用許可面積建物総面積}$</p>
水道(ガス)料	<p>1 子メーターにより、使用実績が明らかな場合 $\frac{\text{県が水道料として支払う額 年額(月額)}}{\text{年間(月間)消費水道量}} \times \text{子メーター値(m}^3\text{) 年間(月間)}$</p> <p>2 自動販売機等の場合 $\frac{\text{県が水道料として支払う額 年額(月額)}}{\text{年間(月間)消費水道量}} \times \text{紙コップの容量} \times \text{販売数量 年間(月間)}$</p> <p>3 自動販売機等以外の場合 $\frac{\text{県が水道料として支払う額 年額(月額)}}{\text{建物に常時勤務する者の総人数}} \times \text{申請者が使用許可場所において常時勤務する者の人数}$</p>
冷暖房料	$\frac{\text{県が燃料代として支払う額(電気料+ガス料) 年額(月額)}}{\text{建物総面積}} \times \text{使用許可面積}$
清掃費用・塵埃処理料	$\frac{\text{県が委託料等として支払う額 年額(月額)}}{\text{建物総面積}} \times \text{使用許可面積}$
浄化槽維持管理費	$\frac{\text{県が浄化槽清掃料として支払う額 年額(月額)}}{\text{建物に常時勤務する者の総人数}} \times \text{申請者が使用許可場所において常時勤務する者の人数}$
空調器保守点検料※	$\frac{\text{県が委託料等として支払う額 年額(月額)}}{\text{建物総面積}} \times \text{使用許可面積}$

※ 空調器保守点検料については、使用実態によっては、次の方法により算定することができる。

$$\frac{\text{県が委託料等として支払う額 年額(月額)}}{\text{建物の空調器の総台数}} \times \text{使用許可面積に設置された空調器の台数}$$